

応募期限 6月19日(金)までをお願いします。

鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画を改訂します ～皆様のご意見をお寄せください～

- 鳥取県では、配偶者等からの暴力被害を受けた方の実態に即した支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るために、5カ年の「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定しています。
- 第四次改訂版の計画期間が経過することから、第五次改訂を検討しています。このたび、第五次改訂版の方向性を取りまとめましたので、県民の皆様のご意見、ご提案をお寄せください。

■主な改訂の内容

1 安心して相談できる体制づくり

- ・父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、令和6年5月に改正された「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）」で見直された親権、親子交流などに関する制度内容について、DV被害者の立場に立って、丁寧な説明を行うことを明記します。
- ・支援者は研修等を通じて、見直された制度の運用面に関する考え方も含めた多面的な知識習得を図り、DV被害者の個別の事情に配慮した相談対応力の向上に努め、適宜、弁護士への相談を提案する等の支援も行うことを明記します。

2 関係機関連携の強化

- ・精神的暴力や「紛失防止タグ」を用いてDV被害者等の所在を把握しようとする行為が保護命令制度の対象行為になったため、支援者が被害者に対して適切に注意喚起や情報提供ができるよう、裁判所や警察等と連携して研修を開催する等、資質向上を図ることを明記します。
- ・複合的で困難な問題を抱えているDV被害者や、若年から高齢者まで幅広い年齢層のDV被害者に対応できるよう、支援者は法律、医療、障がい、居住、困窮、就労等の相談窓口・手続き等の知識を得るとともに、各種支援につないで円滑に支援が提供できるよう関係機関とのネットワーク体制の構築を図ることを明記します。

3 安心・安全な保護体制及び自立支援の充実

- ・DV被害者の同伴児童も今後の自立先や親子交流等を決定するプロセスに参加し、自分の気持ちや意見が言える等、子どもの意向も丁寧に確認しながら、安心して次の生活に移行できるようサポートすることを明記します。
- ・子どもの意向を確認する際は、必要に応じて、県版アドボカシー制度で実施している意見表明支援員（アドボキット）を女性相談支援センターの一時保護施設や母子生活支援施設等に派遣し、子どもの意見表明をサポートする取組を推進することを明記します。

4 暴力を許さない社会づくり

- ・SNS、ネット利用に端を発した児童への性暴力被害が生じていることも踏まえ、デートDV予防啓発学習会の内容に、SNS・ネット利用のリテラシー向上に関することも加え、学習会の充実も図ることを明記します。
- ・性暴力被害やトラブルに巻き込まれそうになった時に相談できる専門相談窓口である「青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口」との連携を実施することを明記します。

改訂の方向性の閲覧方法

- ・県庁家庭支援課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。
ウェブページのアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/296016.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



応募方法

- ・電子メール、県のホームページ応募フォーム、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記県の機関）及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシ（裏面）もご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

郵送：〒680-8570（所在地記載不要）

電話：0857-26-7149

ファクシミリ：0857-26-7863

電子メール：kateishien@pref.tottori.lg.jp



